

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和8年6月 23 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500731号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600015号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和25年6月1日から昭和25年2月1日に訂正し、昭和25年2月から同年5月までの標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

昭和25年2月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和25年2月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和6年生

住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正14年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和25年2月1日から同年6月1日まで

亡くなった夫は、A社に入社してから昭和60年\*月\*日に60歳で定年退職するまで、D職として継続して勤務していた。

しかし、夫の厚生年金保険の記録を確認したところ、請求期間の記録が抜けている。夫は入社してから定年退職するまで一度も辞めておらず、請求期間当ても勤務していたことは間違いないので、調査して年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る雇用保険の記録、C社の回答及び同社から提出されたA社に係る従業員名簿から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間においてA社に継続して勤務(昭和25年2月1日に同社E支店から同社B支店

に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社における昭和 25 年 6 月の厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者名簿により確認できる記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 25 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）を社会保険出張所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、同社から提出された資格取得届によると、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 25 年 6 月 1 日となっていることから、事業主から同日を資格取得年月日として資格取得届が提出され、その結果、社会保険出張所は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500732号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600016号

## 第1 結論

請求者のA社における令和5年7月7日の標準賞与額を64万6,000円に訂正することが必要である。

令和5年7月7日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年7月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年7月7日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された令和5年7月7日に係る賞与支払明細書、源泉徴収簿、課税庁から提出された令和5年分給与支払報告書(個人別明細書)及び金融機関から提出された取引推移一覧表(以下、併せて「賞与関連資料」という。)並びに同社の回答及び陳述により、請求者は、請求期間に同社から65万円の標準賞与額に相当する賞与(65万円)の支払を受け、64万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(5万9,075円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により確認できる厚生年金保険料控除額から、64万6,000円とすることが必要である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役又は経理や社会保険事務に係る担当者であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響力を持っていたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A社の履歴事項全部証明書により、請求者は請求期間において、同社の代表取締役であったことが確認できるが、同社は、請求者は社会保険事務及び給与・経理の担当者ではなかった上、社会保険の届出は業務委託先の社会保険労務士に任せていた旨回答及び陳述している。

また、請求期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されていなかった原因について、上述の社会保険労務士は、事業主から、賞与に関する帳票を遅滞なく受領しており、請求期間に係る賞与支払届の提出を失念していた旨陳述している。

さらに、日本年金機構は、A社に社会保険料の滞納はない旨回答している。

これらのことから、請求期間の賞与については、代表取締役である請求者が意図的に届出を行っていなかったものではないと考えられ、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和7年9月9日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500781号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600017号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年7月31日の標準賞与額を9万8,000円、平成18年12月31日の標準賞与額を9万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は請求者に係る平成18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の期間については、厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年7月

② 平成18年12月

③ 平成19年3月

A社に入社し、2年目から賞与をもらった記憶がある。しかし、請求期間に標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票、B厚生局及び日本年金機構から提出された同僚の給与支給明細書及びオンライン記録で確認できる請求者の標準報酬月額により、請求者は、A社から請求期間①及び②にそれぞれ9万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は9万8,000円、請求期間②は9万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できることから、請求者の請求期間①の標準賞与額を9万8,000円、請求期間②の標準賞与額を9万6,000円とすることが必要である。

また、賞与の支払年月日については、これを確認できる資料がないことから、

オンライン記録で確認できる同僚の賞与支払年月日から、請求期間①は平成 18 年 7 月 31 日、請求期間②は平成 18 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 18 年 7 月 31 日及び同年 12 月 31 日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、不明と回答しているが、オンライン記録によると、A 社の被保険者で、請求期間①及び②に標準賞与額の記録が確認できるのは、日本年金機構において厚生年金特例法及び厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録が訂正された一人のみであり、その際に年金事務所は、同社の事務担当者から賞与については届出をしたことがない旨聴取していることから、社会保険事務所（当時）は当該期間の賞与に係る納入の告知を行っておらず、事業主は、請求者の平成 18 年 7 月 31 日及び同年 12 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間③について、A 社は、賞与の支払が確認できる資料を保管していない上、請求者は、賞与明細書等を所持していないことから、賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

また、賞与が振り込まれた可能性のある金融機関は、当時の取引履歴を保管しておらず、請求者が当時住所を定めていた C 市及び D 市は、課税資料を保管していないことから、請求期間③における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について推認できない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められないことから、厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2600116号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600018号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(請求期間当時は、B社)における令和元年7月12日の標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年7月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和元年7月12日の標準賞与額を22万5,000円から30万2,000円に訂正することが必要である。

令和元年7月12日の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年7月12日

請求期間について、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録において標準賞与額の記録がないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 A社から提出された支給控除一覧表及び源泉徴収簿並びに課税庁から提出された所得・住民税等文書照会回答書(以下、併せて「支給控除一覧表等」という。)により、請求者は、請求期間に同社から30万2,000円の標準賞与額に相当する賞与(30万2,687円)の支払を受け、22万5,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万552円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の

訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、支給控除一覧表等により確認できる厚生年金保険料控除額から 22 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か不明である旨回答しているものの、厚生年金保険料については、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、支給控除一覧表等で確認できる賞与額に相当する標準賞与額 30 万 2,000 円は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額 22 万 5,000 円を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、支給控除一覧表等で確認できる賞与額から 30 万 2,000 円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500730号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600019号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年5月1日から平成4年11月1日まで

請求期間について、私は、複数の店舗があったA社のB支店でマネージャーとして勤務していた。B支店の従業員数十名のうち、私以外は学生アルバイトであったが、私は正社員だったので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社の事業主及び役員の氏名を記憶しており、同社は、複数の店舗があった旨陳述しているところ、本店所在地をC県D市とするA社の商業登記簿謄本において、請求者が記憶する事業主及び複数の役員の氏名が確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は既に解散しており、事業主及び役員の連絡先が不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録及び年金情報総合管理・照合システムにおいて、A社が適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、請求期間について、請求者の雇用保険の記録は確認できない上、請求者は、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500780号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600020号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年1月15日から平成2年12月10日まで

私は、B市にあったC社において正社員の事務職として勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。同社で勤務していたことは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、勤務していたC社は、本社がD市、勤務先はB市にあり、自身は同社の正社員として事務職をしていた旨回答及び陳述している。

また、E協会の回答及び商業登記簿謄本より、請求者が記憶する所在地にC社と事業所名が類似するA社があったことが確認できる。

さらに、請求者の記憶する上司の氏について、請求期間当時にA社で被保険者記録が確認できる者の証言と一致している。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると、平成13年\*月\*日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、平成16年\*月\*日に破産廃止決定が確定している上、事業主は既に死亡していることから、同社に係る請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者の請求期間において、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、請求者を記憶しているという回答又は陳述が得られなかった。

さらに、請求期間について、請求者の雇用保険の記録は確認できない上、請求者は、厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日を訂正することはできない。